

関係する具体的施策
(重点課題第3 刑事手続等への関与拡充への取組)

第4次犯罪被害者等基本計画			第5次犯罪被害者等基本計画（案）		
施策 番号	項目	施策	通し 番号	項目	施策
第3 刑事手続等への関与拡充への取組			第3 刑事手続等への関与拡充への取組		
1 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等（基本法第18条関係）			1 捜査及び公判等の段階における関与等に関する施策刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等（基本法第18条関係）		
125	迅速・確実な被害の届出の受理	犯罪被害者等からの被害の届出に対しては、警察において、その内容が明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものである場合を除き、迅速・確実に受理する。【警察庁】	3-1	迅速・確実な被害の届出の受理や相談に対する適切な対応	犯罪被害者等からの被害の届出に対しては、警察において、その内容が明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものである場合を除き、迅速・確実に受理する。また、犯罪被害者等からの届出や相談内容も踏まえて、被害金の振込先口座に関して金融機関に対する迅速な凍結依頼を確実に実施するなど、被害の拡大防止及び被害の回復に努める。【警察庁、金融庁】
126	告訴への適切な対応	犯罪の不成立が明白であるような告訴や根拠が必ずしも十分とは認められないような告訴については、告訴人に対してその旨を説明し、告訴状の補正や疎明資料の追加を促すなどの措置を執る場合もあり、直ちに告訴を受理することが必ずしも相	3-2	告訴への適切な対応	犯罪の不成立が明白であるような告訴や根拠が必ずしも十分とは認められないような告訴については、告訴人に対してその旨を説明し、告訴状の補正や疎明資料の追加を促すなどの措置を執る場合もあり、直ちに告訴を受理することが必

		当とは言い難い場合もあるが、警察庁及び法務省において、引き続き、告訴について可能な限り迅速な対応が行われるよう努める。【警察庁、法務省】			ずしも相当とは言い難い場合もあるが、 警察庁及び法務省において 、引き続き、告訴について可能な限り迅速かつ適切な対応が行われるように努める。【警察庁、法務省】
127	医療機関等における性犯罪被害者からの証拠資料の採取等の促進	警察において、当初は警察への届出をちゅうちょした性犯罪被害者が、後日警察への届出意思を有するに至った場合に備え、医療機関等において性犯罪被害者の身体等から証拠資料を採取しておくため、協力を得られた医療機関等に性犯罪証拠採取キットを整備する取組を進める。また、証拠資料の保管に当たっては、性犯罪被害者のプライバシーの保護に配慮する。【警察庁】	3-3	医療機関等における性犯罪被害者からの証拠資料の採取等の促進	警察において 、当初は警察への届出をちゅうちょした性犯罪被害者が、後日警察への届出意思を有するに至った場合に備え、医療機関等において性犯罪被害者の身体等から証拠資料を採取しておくため、協力を得られた医療機関等に性犯罪証拠採取キットを整備する取組を進める。また、証拠資料の保管に当たっては、性犯罪被害者のプライバシーの保護に配慮する。【警察庁】
128		警察において、産婦人科医会等とのネットワークを活用するなどして、性犯罪被害者からの証拠資料の採取の方法を医師等に教示するとともに、捜査に支障のない範囲で、医療機関等で採取した証拠資料の鑑定状況に関する情報を提供する。【警察庁】	3-4		警察において 、産婦人科医会等とのネットワークを活用するなどして、性犯罪被害者からの証拠資料の採取の方法を医師等に教示するとともに、捜査に支障のない範囲で、医療機関等で採取した証拠資料の鑑定状況に関する情報を提供する。【警察庁】
147	適正かつ緻密な交通事故事件捜査の一層の推進等	警察において、重大・悪質な交通事故事件等については、捜査経験の豊富な交通事故事件捜査統括官及び交通事故の科学的解析に関する研修を積んだ交通事故鑑識官が事故現場に赴いて客観的証拠の収集等の捜査指揮を行うなど、適正かつ緻密な交通事故事件捜査を推進するとともに、捜査員に対する各種研修の充実に努めるなど、交通事故被	3-5	適正かつ緻密な交通事故事件捜査の一層の推進等	警察において 、重大・悪質な交通事故事件等については、捜査経験の豊富な交通事故事件捜査統括官及び交通事故の科学的解析に関する研修を積んだ交通事故鑑識官が事故現場に赴いて客観的証拠の収集等の捜査指揮を行うなど、適正かつ緻密な交通事故事件捜査を推進するとともに、捜査員に対する各種研修の充実に努めるな

		被害等の心情に配慮した取組を一層推進する。【警察庁】			ど、交通事故被害者等の心情に配慮した取組を一層推進する。【警察庁】
142	刑事に関する 手続等に関する 情報提供の 充実及び司法 解剖に関する 遺族への適切 な説明等	警察庁及び法務省において連携し、検視及び司法解剖に関し、パンフレットの配布等の工夫も含め、遺族の心情に配慮した適切な説明に努める。また、法務省において、警察庁、法医学関係機関等の協力を得て、司法解剖後の臓器等が司法解剖実施機関等で長期間保管される場合があることに、遺族の理解と協力を得るため、適切な説明等が行われるよう努める。さらに、警察庁及び法務省において、法医学関係機関等と調整の上、遺族に対する死者の臓器等の適切な返還手続等について検討を行う。【警察庁、法務省】	3-6	<u>司法解剖等における遺族の心情への配慮</u> <u>刑事に関する手続等に関する情報提供の充実及び司法解剖に関する遺族への適切な説明等</u>	<u>警察庁及び法務省において捜査機関が連携し、検視及び司法解剖に関し、パンフレットの配布等の工夫も含め、遺族の心情に配慮した適切な説明を適切な時期に行うこと</u> に努める。また、法務省において、警察庁、法医学関係機関等の協力を得て、司法解剖後の臓器等が司法解剖実施機関等で長期間保管される場合があることに、遺族の理解と協力を得るため、適切な説明等が行われるよう努める。さらに、警察庁及び法務省において、法医学関係機関等と調整の上、遺族に対する死者の臓器等の適切な返還手続等について検討を行う。 <u>加えて、遺体の取扱いに当たって、死者及びその遺族等への礼意を失わないよう、引き続き、会議・研修等を通じて関係機関等に周知を図る。【警察庁、法務省、海上保安庁、文部科学省、厚生労働省】</u>
143	犯罪被害者等の 意向を踏まえた 証拠物件の適正 な返却又は処分 の推進	警察において、証拠物件が滅失、毀損、変質、変形、混合又は散逸することのないよう留意し、その証拠価値の保全に努めるとともに、検察庁と連携し、捜査上留置の必要がなくなった証拠物件については、当該物件の還付方法について犯罪被害者等と協議し、その意向を踏まえた上で返却又は処分するよう努める。【警察庁】	3-7	<u>押収物等の還付等における犯罪被害者等の意向を踏まえた対応</u> <u>証拠物件の適正な返却又は処分の推進</u>	<u>警察において、犯罪被害者等への証拠物件が滅失、毀損、変質、変形、混合又は散逸の還付等については、犯罪被害者等の立場、心身の状況、置かれている環境等へ適切に配慮することのないよう留意し、その証拠価値の保全に努めるとともに、検察庁と連携し、捜査上留置の必要がなくなった証拠物件については、当該物件の還付方</u>

					法について犯罪被害者等と協議し、その意向を踏まえた上で返却又は処分行っており、引き続き適正な対応を徹底 するよう努める。【警察庁】
144	証拠品の適正な処分等	法務省において、被害者の遺族又は家族の心情を踏まえ、捜査・公判に及ぼす影響等にも配慮しつつ、証拠品の還付等を行うとともに、必要に応じ、還付の時期及び方法等について説明を行っているところであり、引き続きその適正な運用に努める。【法務省】	3-8		法務省において、被害者の遺族又は家族の心情を踏まえ、捜査・公判に及ぼす影響等にも配慮しつつ、証拠品の還付等を行うとともに、必要に応じ、還付の時期及び方法等について説明を行っているところであり、引き続きその適正な運用に努めるを行う。 【法務省】
145	捜査に関する適切な情報提供等	警察において、捜査への支障等を勘案しつつ、被害者連絡制度等の周知徹底・活用を図り、犯罪被害者等の要望に応じて捜査状況等の情報を提供するよう努める。また、必要に応じ、犯罪被害者等早期援助団体をはじめとする民間被害者支援団体等との連携を図る。【警察庁】	3-9	捜査に関する適切な情報提供等	警察において、捜査への支障等を勘案しつつ、被害者連絡制度等の周知徹底・活用を図り、犯罪被害者等の要望に応じて捜査状況等の情報を提供するよう努める。また、必要に応じ、犯罪被害者等早期援助団体をはじめとする民間被害者支援団体等との連携を図る。 【警察庁】
146		法務省において、捜査への支障等を勘案しつつ、犯罪被害者等に対し、適時適切に捜査状況等の情報を提供するよう努める。【法務省】	3-10		法務省において、捜査への支障等を勘案しつつ、犯罪被害者等に対し、適時適切に捜査状況等の情報を提供するよう に努める。【法務省】
75	被害者等通知制度の周知	検察庁において、検察官等が犯罪被害者等の事情聴取等を行ったときは、被害者等通知制度に基づく通知の希望の有無を確認するとともに、パンフレット「犯罪被害者の方々へ」を配布するなどして、同制度の周知に努める。また、法務省において、少年審判後の同制度に関するリーフレットを関係機関に配布するなどして、同制度の周知に努	3-11	被害者等通知制度の周知	検察庁において、検察官等が犯罪被害者等の事情聴取等を行ったときは、被害者等通知制度に基づく通知の希望の有無を確認するとともに、 <u>犯罪被害者の支援に関する情報を網羅的に紹介する</u> パンフレット「犯罪被害者の方々へ」 <u>を</u> の配布するや <u>犯罪被害者等施策に関するポータルサイトへの掲載</u> などして <u>を通じて</u> 、同制度の周知

		める。【法務省】			に努めるを徹底する。 また、 法務省において 、少年審判後の同制度に関するリーフレットを関係機関に配布するなどして、同制度の周知 に努めるを徹底する。 【法務省】
131	犯罪被害者等と検察官の意思疎通の充実	法務省において、犯罪被害者等の意見等をより適切に把握し刑事裁判に適切に反映させるため、犯罪被害者等と検察官の意思疎通の一層の充実を図り、被害状況等の供述調書等による証拠化並びに犯罪被害者等の証人尋問及び意見陳述の活用等により、被害状況等の的確な立証に努める。【法務省】	3-12	犯罪被害者等と検察官の意思疎通の充実	法務省において 、犯罪被害者等の意見等をより適切に把握し刑事裁判に適切に反映させるため、犯罪被害者等と検察官の意思疎通の一層の充実を図り、被害状況等の供述調書等による証拠化並びに犯罪被害者等の証人尋問及び意見陳述の活用等により、被害状況等 を 的確 に 立証 するよう に努める。【法務省】
132		法務省において、犯罪被害者等の意向に応じ、適宜の時期に、検察官が刑事裁判の公判前整理手続等の経過及び結果について必要な説明を行うとともに、被害者参加人等が公判前整理手続の傍聴を特に希望する場合において、検察官が相当と認めるときは、当該希望の事実を裁判所に伝えるなどの必要な配慮を行うよう努める。また、犯罪被害者等が公判傍聴を希望する場合は、その機会が可能な限り得られるよう、公判期日の指定に当たっては、検察官が犯罪被害者等と十分なコミュニケーションを取り、必要に応じて犯罪被害者等の意向を裁判所に伝えるよう努める。【法務省】	3-13		法務省において 、犯罪被害者等の意向に応じ、適宜の時期に、検察官が刑事裁判の公判前整理手続等の経過及び結果について必要な説明を行うとともに、 被害者参加人等が公判前整理手続の傍聴を特に希望する場合において、検察官が相当と認めるときは、当該希望の事実を裁判所に伝えるなどの必要な配慮を行うよう に努める。また、犯罪被害者等が公判傍聴を希望する場合は、その機会が可能な限り得られるよう、公判期日の指定に当たっては、検察官が犯罪被害者等と十分なコミュニケーションを取り、必要に応じて犯罪被害者等の意向を裁判所に伝えるよう に 努める。【法務省】
			3-14		犯罪被害者等の要望に応じて、事案の内容、捜

					<u>査・公判に支障を及ぼすおそれや関係者の名誉・プライバシーを害するおそれの有無・程度等を考慮しつつ、適時の時期に、適切な方法で、公判における検察官の主張・立証の内容を分かりやすく説明するように努める。【法務省】</u>
134 (80)	保釈に関する犯罪被害者等に対する安全への配慮の充実	加害者の保釈申請がなされた場合には、法務省において、事案に応じ、改めて犯罪被害者等に連絡して事情聴取を行うなどして、裁判所に提出する検察官意見に犯罪被害者等の意見を適切に反映させるとともに、保釈申請の結果を犯罪被害者等に連絡するなど、犯罪被害者等の安全確保に一層配慮するよう努める。【法務省】	3-15	保釈に <u>関するおける</u> 犯罪被害者等の <u>意見の適切な反映に対する安全への配慮の充実</u>	加害者の保釈申請がなされた場合には、 法務省において、 事案に応じ、改めて犯罪被害者等に連絡して事情聴取を行うなどして、裁判所に提出する検察官意見に犯罪被害者等の意見を適切に反映させる <u>ように努める。</u> とともに、保釈申請の結果を犯罪被害者等に連絡するなど、犯罪被害者等の安全確保に一層配慮するよう努める。 【法務省】
123	警察における犯罪被害者等のための施設等の改善	警察において、被害者用事情聴取室や被害者支援用車両の活用を図るとともに、これらの施設等の改善に努める。【警察庁】	3-16	<u>警察及び検察における犯罪被害者等のための施設整備等</u>	警察において、被害者用事情聴取室聴取時における 相談室や被害者支援用車両の活用を図るとともに、これらの施設等の改善に努める。 <u>よう都道府県警察を指導する。</u> 【警察庁】
124	検察庁における犯罪被害者等のための待合室の設置	法務省において、庁舎の建て替えを予定している検察庁については、建て替え時に被害者専用待合室を設置し、それ以外の検察庁については、スペースの有無、設置場所等を勘案しつつ、被害者専用待合室の設置について検討を行う。【法務省】	3-17		法務省において、 庁舎の建て替えを予定している検察庁については、建て替え時に被害者専用待合室を設置し、それ以外の検察庁については、スペースの有無、設置場所等を勘案しつつ、被害者専用待合室の設置について検討を行う。【法務省】

150		法務省において、不起訴記録を保存する各検察庁に対し、不起訴記録の弾力的開示について引き続き周知徹底を図る。また、不起訴記録の開示対象の拡大についても、被害者保護の要請に配慮しつつ、引き続き適切な対応に努める。【法務省】	3-18		法務省において、 不起訴記録を保存する各検察庁に対し、不起訴記録(<u>医療観察の申立をした事件を含む</u>)の弾力的開示について引き続き周知徹底を図る。また、不起訴記録の開示対象の拡大についても、被害者保護の要請に配慮しつつ、引き続き適切な対応に努める。【法務省】
151	不起訴事案等に関する適切な情報提供	法務省において、不起訴処分について、犯罪被害者等の要望に応じ、検察官が、捜査への支障等を勘案しつつ、事前又は事後に、処分内容及び理由について十分な説明を行うよう努める。【法務省】	3-19	不起訴事案等に関する適切な情報提供	法務省において、不起訴処分について、犯罪被害者等の要望に応じ、検察官が、捜査への支障等を勘案しつつ 不起訴処分(<u>医療観察の申立をした事件を含む</u>)について、犯罪被害者の要望を踏まえ、関係者の名誉・プライバシー等の保護の要請などに配慮しながら、事前又は事後に、処分内容及び理由並びに犯罪被害者の支援に関する制度について十分な説明を行うよう、引き続き、検察庁に対する周知に努める。【法務省】
			3-20	<u>公判前整理手続への関与の在り方の検討</u>	<u>犯罪被害者等又はその代理人弁護士が公判前整理手続等への在席を特に希望する場合であって、その理由、犯罪被害者等又はその代理人弁護士が公判前整理手続等に在席することの弊害の有無・程度、弁護人の意見等を考慮して相当と認めるときは、係属裁判所に対し、犯罪被害者等又はその代理人弁護士の希望を適切に伝えるなどの配慮をするように努める。</u> <u>そのほか、犯罪被害者等のニーズを踏まえ、公判前整理手続の趣旨等にも留意しつつ、現行の刑</u>

					<u>事訴訟制度の基本構造に反しない範囲で犯罪被害者等又はその代理人弁護士による公判前整理手続への関与の在り方について、制度と運用の両面から多角的な検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。【法務省】</u>
133	国民に分かりやすい訴訟活動	法務省において、検察官による視覚的な工夫を取り入れた国民に分かりやすい訴訟活動を行うよう努める。【法務省】	3-21	国民に分かりやすい訴訟活動	<u>法務省において、検察官による視覚的な工夫を取り入れた国民に分かりやすい訴訟活動を行うように努める。【法務省】</u>
			3-22		<u>犯罪被害者等に裁判への出廷を求める場合には、その心身の状態や発達の程度に十分に配慮し、二次的被害を防止するように努める。【法務省】</u>
122	ビデオリンク等の措置の適正な運用	法務省において、ビデオリンク等の犯罪被害者等の保護のための措置について周知徹底を図り、一層適正に運用されるよう努める。【法務省】	3-23	<u>公判への出廷等における犯罪被害者等への配慮</u>	<u>法務省において、「情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」に基づき令和8年度中に可能となるビデオリンク等の方式による被害者参加を含め、裁判手続における犯罪被害者等の保護のための措置について周知徹底を図り、一層適正に運用されるように努める。【法務省】</u>
			3-23-2	<u>被害者参加制度の対象犯罪の拡大の可否等についての多角的検討</u>	<u>被害者参加制度の対象犯罪を拡大することに関する犯罪被害者等の要望があることを踏まえ、現行の対象犯罪が定められた趣旨との整合性、非対象事件の犯罪被害者等との間の均衡等の課題があることも考慮して、被害者参加制度の対象犯罪の拡大の可否等について多角的な</u>

					検討を行う。【法務省】
			3-24	傍聴時のプライバシー等への配慮	犯罪被害者等が公判を傍聴する場合に、事案の性質によっては、一般の傍聴人と共に傍聴したり、被告人から自身の姿が見える状態で傍聴したりすることが心理的に困難であることや、被告人や他の傍聴人との間の遮蔽措置の利用も低調であることなどから傍聴へのハードルが高いとの意見や、犯罪被害者等がビデオリンク方式で公判を傍聴することを認めることができないかとの意見がある。このような犯罪被害者等のニーズを踏まえ、犯罪被害者等のプライバシー等に配慮した公判の傍聴の方法について、いわゆる優先傍聴の在り方、犯罪被害者等がビデオリンク方式により公判を傍聴することやその具体的方法を含め、多角的な検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。【法務省】
129	冒頭陳述等の内容を記載した書面交付の周知徹底及び適正な運用	法務省において、冒頭陳述等の内容を記載した書面を犯罪被害者等に交付することについて周知徹底を図り、一層適正に運用されるよう努める。【法務省】	3-25	公判等に係る各種書面の交付、	法務省において、 冒頭陳述等の内容を記載した書面を犯罪被害者等に交付することについて周知徹底を図り、一層適正に運用されるよう <u>にす</u> 努める。【法務省】
			3-26	閲覧等	損害賠償命令の申立てをすることができる犯罪被害者等から、起訴状記載の公訴事実等の内容を把握したいとの要望があった場合には、起訴状記載の公訴事実等の内容を記載した書面を交

					<u>付することについて周知徹底を図り、一層適正に運用されるように努める。【法務省】</u>
130	公判記録の閲覧・謄写制度の周知及び閲覧請求への適切な対応	法務省において、犯罪被害者等から刑事事件の訴訟記録の閲覧・謄写の申出があり、相当と認められるときは、刑事事件の係属中であっても閲覧・謄写が可能である旨をパンフレット等により周知する。また、刑事確定記録の閲覧に際して、犯罪被害者等に対し、被告人や証人等の住所を開示するか否かについては、裁判の公正を担保する必要性と一般公開により生じるおそれのある弊害等を比較衡量してその許否を判断すべきものであるところ、犯罪被害者等保護の要請に配慮しつつ、適切な対応に努める。【法務省】	3-27		法務省において、 犯罪被害者等から刑事事件の訴訟記録の閲覧・謄写の申出があり、相当と認められるときは、刑事事件の係属中であっても閲覧・謄写が可能である旨をパンフレット等により周知する。 <u>とともに、同申出に対して適切に対応するように努める。</u> また、刑事確定訴訟記録の閲覧に際して、犯罪被害者等に対し、被告人や証人等の住所を開示するか否かについては、裁判の公正を担保する必要性と一般公開により生じるおそれのある弊害等を比較衡量してその許否を判断すべきものであるところ、犯罪被害者等保護の要請に配慮しつつ、適切な対応に努める。【法務省】
135	上訴に関する犯罪被害者等からの意見聴取等	法務省において、検察官が、被害者のある犯罪について、判決に対する上訴の可否を検討する際、事案の内容等を勘案しつつ、犯罪被害者等から意見聴取等を行うなど、適切な対応に努める。【法務省】	3-28	上訴に関する犯罪被害者等からの意見聴取等	法務省において、検察官が、被害者のあるが いる犯罪について、判決に対する上訴の可否を検討する際、事案の内容等を勘案しつつ、犯罪被害者等から意見聴取等を行うなど、適切な <u>な</u> に対応 <u>するよう</u> に努める。【法務省】
152	検察審査会の起訴議決に拘束力を認める制度の運用への協力	法務省において、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成16年法律第62号）による改正後の検察審査会法（昭和23年法律第147号）で導入された、一定の場合に検察審査会の起訴議決に拘束力を認める制度について、公訴権の実行に関し民意	3-29	検察審査会の起訴議決に拘束力を認める制度の運用への協力	<u>（削除）</u> 法務省において、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成16年法律第62号）による改正後の検察審査会法（昭和23年法律第147号）で導入された、一定の場合に検察審査会の起訴議決

		を反映させてその適正を図るという趣旨の実現に向け、引き続き必要な協力を行う。【法務省】			に拘束力を認める制度について、公訴権の実行に関し民意を反映させてその適正を図るという趣旨の実現に向け、引き続き必要な協力を行う。【法務省】
136	少年保護事件に関する意見聴取等に関する各種制度の周知	法務省において、少年保護事件に関する意見聴取、記録の閲覧・謄写及び審判結果等の通知に関する各種制度について周知する。【法務省】	3-30	少年保護事件に関する意見聴取等に関する各種制度の周知	法務省において、 少年保護事件に関する意見聴取、記録の閲覧・謄写及び審判結果等の通知に関する各種制度について周知を徹底する。【法務省】
137	少年審判の傍聴制度の周知	法務省において、少年法の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 71 号）により導入された、一定の重大事件の被害者等が少年審判を傍聴することができる制度等について、パンフレット等により周知する。【法務省】	3-31	少年審判の傍聴制度の周知	法務省において、 少年法の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 71 号）により導入された、一定の重大事件の被害者等が少年審判を傍聴することができる制度等について、パンフレット等に <u>よりよる</u> 周知を徹底する。【法務省】
			3-32	<u>医療観察審判の傍聴制度の充実</u>	<u>医療観察法においては、被害に遭われた方やその御遺族の関心に応えるため、裁判所が個々の事案に応じ、犯罪被害者等の審判期日における審判の傍聴を許すことができるとされているところ（同法第 47 条第 1 項）、検察官が医療観察の申立をした事件について、犯罪被害者等から医療観察審判の傍聴の意向が示されるなどした場合は、必要に応じて、手続を主宰する裁判所に犯罪被害者等の意向を適切に伝えるなどの配慮をするように努める。また、犯罪被害者等が傍聴する際の付添いを認めることなど、医療観察審</u>

					<u>判の傍聴制度の充実について、医療観察法の制度趣旨等も踏まえた上で、多角的な検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。【法務省】</u>
			<u>2 加害者の処遇段階における関与等に関する施策</u>		
72	判決確定、保護処分決定後の加害者に関する情報の犯罪被害者等への提供の適正な運用及び拡充の検討	法務省において、加害者の処遇状況等に関する事項の情報提供について、被害者等通知制度を引き続き適切に運用するとともに、犯罪被害者等への情報提供の在り方について、同制度の運用状況や加害者の改善更生への影響、個人のプライバシーの問題等を総合的に考慮しつつ検討を行い、3年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。【法務省】	3-33	判決確定、保護処分決定後の加害者に関する情報の犯罪被害者等へ通知制度の提供の適正適切な運用及び拡充の検討	法務省において、加害者の処遇状況等に関する事項の情報提供について、被害者等通知制度を引き続き適切に運用するとともに、犯罪被害者等への情報提供の在り方について、同制度の運用状況や加害者の改善更生への影響、個人のプライバシーの問題等を総合的に考慮しつつ検討を行い、3年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。【法務省】
153	受刑者と犯罪被害者等との面会・信書の発受の適切な運用	法務省において、受刑者と犯罪被害者等との面会・信書の発受が、犯罪被害者等の要望に応じ、法令に基づいて引き続き適切に運用されるよう努める。【法務省】	3-34	受刑者と犯罪被害者等との面会・信書の発受の適切な運用	法務省において、受刑者と犯罪被害者等との面会・信書の発受が、犯罪被害者等の要望に応じ、法令に基づいて引き続き適切に運用されるよう努める。【法務省】
154 (101)	再被害の防止に資する教育の実施等	法務省において、矯正施設の被収容者を対象に実施している「被害者の視点を取り入れた教育」について、犯罪被害者等や犯罪被害者支援団体の意向等に配慮し、犯罪被害者等の心情等への理解を深めさせ、謝罪や被害弁償等の具体的な行動を促すための指導を含めた改善指導・矯正教育等の一層の充実に努めるとともに、指導効果の検証につ	3-35	再被害の防止に資する教育の実施等「被害者の視点を取り入れた教育」の効果検証及び改善指導・矯正教育の	法務省において、矯正施設の被収容者を対象に実施している「被害者の視点を取り入れた教育」について、犯罪被害者等や犯罪被害者支援団体の意向等に配慮し、犯罪被害者等の心情等への理解を深めさせ、謝罪や被害弁償等の具体的な行動を促すための指導を含めた改善指導・矯正教育等の一層の充実に努めるとともに、指導効

		いて、その在り方も含め検討を行う。また、家庭裁判所、検察庁等から矯正施設に送付される資料の中に犯罪被害者等の心情等が記載されている場合には、同資料を被収容者に対する指導に有効活用するよう努める。【法務省】		<u>一層の充実</u>	<u>果の検証について「被害者の視点を取り入れた教育」についての効果検証を実施し、その在り方も含め検討を行う。また、家庭裁判所、検察庁等から矯正施設結果を踏まえて同指導の効果的な実施に送付される資料の中必要な改善に犯罪被害者等の心情等が記載されている場合には、同資料を被収容者に対する指導に有効活用するよう努める。【法務省】</u>
156	加害者処遇における犯罪被害者等への配慮の充実	法務省において、法制審議会からの諮問第103号に対する答申を踏まえ、刑の執行段階等における犯罪被害者等の心情等の聴取・伝達制度について検討を行い、必要な施策を実施する。実施に当たっては、刑事施設の長等と地方更生保護委員会及び保護観察所の長との連携が図られるよう努める。【法務省】	3-36	<u>加害者処遇における犯罪被害者等への配慮の充実</u> <u>実刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度の運用</u>	<u>法務省において、法制審議会からの諮問第103号に対する答申を踏まえ刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）による改正後の刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）等で導入された、刑の執行段階等における犯罪被害者等の心情等の聴取・伝達制度について検討を行い、必要な施策を実施する。実施に当たっては、刑事施設の長等と地方、更生保護委員会及び保護観察所の長官署をはじめとする関係機関との連携が図られるよう努める。し、適正な人材育成や制度広報を進めるとともに、その運用状況等の把握に努め、犯罪被害者等に寄り添った運用の在り方について検討する。【法務省】</u>
155	加害者処遇における犯罪被害者等への配	法務省において、保護処分の執行に資するため、少年の精神的・身体的状況、家庭環境、施設内での行動及び処遇の経過等に関する必要な記載がなさ	3-37	<u>加害者少年に対する処遇における犯罪被害者等</u>	<u>法務省において、保護処分の執行に資するため、少年の精神的・身体的状況、家庭環境、施設内での行動及び処遇の経過等に関する必要な記載が</u>

	慮の充実	れている少年簿について、関係機関と連携し、犯罪被害者等に関する事項について必要な情報を収集し、適切に記載するよう努める。【法務省】		△の配慮情報の充実活用	なされている少年簿について、関係機関と連携 し関係機関と連携の上 、犯罪被害者等に関する事項について必要な情報を収集し、 <u>少年簿に適切に記載するよう引き続き努める。</u> 【法務省】
163	犯罪被害者等の意見を踏まえた仮釈放等審理の実施	地方更生保護委員会において、仮釈放等の許否の判断に当たって、犯罪被害者等の申出により聴取した意見等を考慮し、必要に応じて保護観察中の特別遵守事項に反映させているところ、仮釈放等の審理において、犯罪被害者等の意見が一層しんしゃくされるよう努める。【法務省】	3-38		地方更生保護委員会において、仮釈放等の許否の判断に当たって、犯罪被害者等の申出により聴取した意見等を考慮し、必要に応じて保護観察中の特別遵守事項に反映させているところ、仮釈放等の審理において、犯罪被害者等の意見が一層しんしゃくされるよう努める。【法務省】
161	犯罪被害者等の視点に立った保護観察処遇の充実	仮釈放等の許否の判断に当たって、犯罪被害者等の申出により地方更生保護委員会が聴取を行う意見等の内容に、生活環境の調整及び仮釈放等の期間中の保護観察に関する意見が含まれることを明らかにする。【法務省】	3-39	仮釈放等における犯罪被害者等の意見を踏まえた仮釈放等審理意向への実施配慮	仮釈放等の許否の判断審理に当たって、おける意見等聴取制度において犯罪被害者等の申出により地方更生保護委員会が聴取を行う意見等の内容に、 <u>から生活環境の調整及び仮釈放等の期間中の保護観察に関する意見等を聴取した場合は、犯罪被害者等の意向等に応じ、加害者の帰住予定地が犯罪被害者等の居住地と近接していないか、生活圏が含まれることを明らか同じでないかの把握にする。努め、必要に応じ、当該加害者に働き掛けるなどして他の帰住予定地の調整を行うなど、犯罪被害者等の意向等に配慮した生活環境の調整の実施に努める。</u> 【法務省】
159	犯罪被害者等の視点に立った保護観察処	地方更生保護委員会及び保護観察所の長が保護観察等の措置を執るに当たっては、当該措置の内容に応じ、犯罪被害者等の被害に関する心情、犯罪	3-40	犯罪被害者等の視点に立った保護観察処遇の充	地方更生保護委員会及び保護観察所の長が保護観察等の措置を執るに当たっては、当該措置の内容に応じ、犯罪被害者等の被害に関する心情、

	遇の充実	被害者等が置かれている状況その他の事情を考慮するものとする。【法務省】		実	犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情を考慮するものとする。【法務省】
160	犯罪被害者等の視点に立った保護観察処遇の充実	犯罪被害者等の被害に関する心情、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情を理解し、その被害を回復すべき責任を自覚するための保護観察対象者に対する指導に関する事実について保護観察官又は保護司に申告し、又は当該事実に関する資料を提示することを、保護観察における遵守事項の類型に加える。【法務省】			(削除) ※重点課題第1に関連施策を登録
157	加害者処遇における犯罪被害者等への配慮の充実	法務省において、保護観察対象者の問題性に応じた専門的処遇プログラムの内容等の充実を図るとともに、当該プログラムの受講を保護観察における特別遵守事項として設定するなどして、当該プログラムを適切に実施する。また、保護観察対象者に対し、再び罪を犯さない決意を固めさせ、犯罪被害者等の意向等に配慮しながら誠実に対応するよう促すため、しよく罪指導を適切に実施する。【法務省】	3-41		法務省において、 保護観察対象者の問題性に応じた専門的処遇プログラムの内容等の充実を図るとともに、当該プログラムの受講を保護観察における特別遵守事項として設定するなどして、当該プログラムを適切に実施する。また、保護観察対象者に対し、 <u>再び罪犯罪等に結び付く要因及び改善更生に資する事項を犯さない決意的確に把握して指導等を固めさせ実施するとともに</u> 、犯罪被害者等の <u>意向心情等を十分に配慮考慮</u> しながら誠実に対応するよう促すため、しよく罪指導を適切に実施する。【法務省】
158	加害者処遇における犯罪被害者等への配慮の充実	法務省において、「更生保護の犯罪被害者等施策の在り方を考える検討会」報告書を踏まえ、犯罪被害者等による心情等伝達制度へのアクセスの向上、しよく罪指導プログラムの充実化等について検討を行い、3年以内を目途に結論を出し、必要			(削除) ※直下施策の登録による

		な施策を実施する。【法務省】			
104	(再被害の防止に資する適切な加害者処遇)	法務省において、犯罪被害者等の意向等に配慮し、謝罪及び被害弁償に向けた保護観察処遇における効果的なしよく罪指導を徹底する。【法務省】	3-42		法務省において、 犯罪被害者等の意向等に配慮し、 <u>被害の回復又は軽減に誠実に努めるよう必要な指示等を行い、</u> 謝罪及び被害弁償に向けた保護観察処遇における効果的なしよく罪指導を徹底する。【法務省】
74	更生保護における犯罪被害者等施策の周知	法務省において、心情等伝達制度等を利用した犯罪被害者等の体験談等を法務省ウェブサイトに掲載するなどして、更生保護における犯罪被害者等施策の広報や関係機関・団体等に対する周知に努める。【法務省】	3-43	更生保護における <u>犯罪被害者等施策の周知意見等聴取制度及び心情等聴取・伝達制度の利便性の向上</u>	法務省において、更生保護における意見等聴取制度及び <u>心情等聴取・伝達制度等を利用したに</u> ついて、 犯罪被害者等の <u>体験談等を法務省ウェブサイトに掲載する最寄りの保護観察所でのオンラインによる聴取も可能としていることや、被害者担当保護司の同席が可能であること等について</u> もより一層の周知を行うなどして、 更生保護における、 <u>犯罪被害者等施策の広報や関係機関・団体等に対する周知の利便性の向上</u> に努める。【法務省】
199	犯罪被害者等の意見を踏まえた運用改善や制度改正についての検討	法務省において、「更生保護の犯罪被害者等施策の在り方を考える検討会」報告書を踏まえ、犯罪被害者等の意見を踏まえた運用改善や制度改正について検討を行い、3年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。【法務省】			(削除) ※直下施策の登録による
			3-44	<u>犯罪被害者等の意見を踏まえた制度の在り方についての検討</u>	<u>更生保護における意見等聴取制度及び心情等聴取・伝達制度について、制度を利用した犯罪被害者等の意見を踏まえ、犯罪被害者等に寄り添った制度となるよう、その在り方を検討し、必要な</u>

					<u>施策等を実施する。【法務省】</u>
73	医療観察制度における加害者の処遇段階等に関する情報の適正な運用	法務省において、医療観察制度における犯罪被害者等に対する加害者の処遇段階等に関する情報提供制度に基づき、医療観察制度における加害者の処遇段階等に関する犯罪被害者等の要望に応じた情報提供について、一層円滑かつ適正な運用に努める。また、犯罪被害者等への情報提供の在り方について、情報提供制度の運用状況、医療観察制度の対象となる加害者の社会復帰の促進や個人情報の保護等を総合的に考慮しつつ検討を行う。【法務省】	3-45	医療観察制度における加害者対象者の処遇段階等に関する情報の適正な運用等	<u>医療観察法に基づき、裁判所において実施している医療観察審判の結果通知制度について、必要な情報が犯罪被害者等に届くよう、冊子・パンフレット等を活用して、一層の周知を図る。</u> <u>法務省において、また、医療観察制度における犯罪被害者等に対する加害者対象者の処遇段階等に関する情報提供制度に基づき、医療観察制度における加害者の処遇段階等に関する犯罪については、一部見直しを行い、令和6年1月から、被害者等の要望に応じた申出に係る負担軽減を図ったほか、情報提供について、一層の項目として、各処遇段階の終了時の「終了事由」を追加したところであり、これらを含めた本情報提供制度の円滑かつ適正な運用に努めるとともに、また、犯罪被害者等への情報提供の在り方について、本情報提供制度の運用状況を始め、医療観察制度の対象となる加害者対象者の社会復帰の促進や個人情報の保護等の観点等を総合的に考慮しつつ、情報提供の在り方について、引き続き検討を行う。【法務省】</u>
			3-45-2	<u>医療観察制度における犯罪被害者等への配慮</u>	<u>保護観察所において、医療観察制度における犯罪被害者等から相談等を受けた場合には、二次的被害を生み出さないよう十分配慮しつつ、誠実に対応するとともに、必要に応じて、犯</u>

					<u>罪被害者等からの相談等の内容を関係機関に共有する。【法務省】</u>
			3-46	<u>医療観察対象事件における犯罪被害者等の関与に関する検討</u>	<u>医療観察制度の目的である対象者の社会復帰の促進や対象者の個人情報の保護等を総合的に考慮しつつ、犯罪被害者等の心情等を医療従事者が把握すること又はそれを対象者に伝えること等が入院中の対象者の社会復帰を促進するものとして見込まれるか否かについて、入院医療機関への聞き取り等を実施し、その結果を踏まえて必要な検討を行う。【厚生労働省】</u>